

# 議案第 12 号

## 令和 5 年度事業計画決定の件

上記の事業計画案を策定したので、承認を求める。

### 令和 5 年度事業計画（案）

#### 1. はじめに

令和の時代も、5年目を迎えた。コロナが終わったとは言い切れない状況にあるが、気持ちを切り替え、良き一年となることを期待したい。

さて、日本では、物価の上昇やインターネットを介した犯罪が巷間を賑わせており、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻やトルコでの地震が大きな影響を与えている。しかし、良くないことばかりが起こっているのではないし、良い出来事に目を向けていくこともまた大切であろう。

この四半世紀の司法書士に目を向けてみたい。先達の努力により、成年後見業務と簡裁代理業務という、それまでであれば考えることもできなかったような業務が与えられた。これらにより、司法書士は、公益的な存在であることがより一層社会に認知され、日本国における法制度のインフラ、あるいは頭脳集団として、更に活躍の場を与えられることとなった。

登記制度関連のみならず、民事裁判手続IT化や新たな土地建物管理人をはじめとする裁判制度関連、後見制度関連における活躍、法制審議会委員をはじめとする各種の公的委員など、枚挙にいとまがない。

そして遂に、使命が与えられ、懲戒権者も改められ、国民の権利を擁護し自由かつ公正な社会の形成に寄与する、法律事務の専門家とされた。

この四半世紀における一連の変革は、わたしたち司法書士の歴史に、大きな輝きを残すこととなるだろう。この道程を目の当たりにすることができたことに感謝したい。

このような中、全国の司法書士会をリードしていくべき東京司法書士会がなすべきことは何であろうか。令和5年度事業計画の提案にあたり、骨子の二点を記しておきたい。それは、

- 一 IT化を含む、社会や法改正に対応したアップデート
- 二 司法書士は信頼できるという、国民からの信頼の維持

この二点である。

法というものは、社会の鏡であるところ、社会の変化に対応しつつ、信頼を維持していかなければならない。東京司法書士会の諸活動は、この二点のために集約されると言ってもよい。

この二点を実現すべく、計画した事業の詳細は後掲のとおりであり、引き続きコロナ下の状況にあるが、会員各位のご理解とご協力を心よりお願いするところである。

## 2. 事業方針

令和5年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、前記骨子を実現すべく、以下の事業を重点事項とし遂行する。

### (1) 法令・会則等改正対策

民法、会社法、不動産登記法、商業登記法、民事訴訟法等業務に関連する法令の改正についての動向を注視し、情報の収集に努めるとともに、必要な対応を行う。

法令改正後の会員の業務に支障なきよう、時宜にかなった研修会の開催に努める。

### (2) 司法・司法書士制度対策

司法書士行為規範の周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする単位制研修及び年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正業務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図るとともに、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター（法テラス）事業へのより主体的な関与を図る。

裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター“すてつき”」のより一層の充実を図り、その広報に努める。

司法書士の存在意義を再検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務について、司法書士の必要性を、より一層高めていく。

### (3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、積極的な情報収集及び調査の徹底に努め、厳正に対処する。

### (4) 組織改善対策

司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業の在り方を検討する。

会内合意形成過程の透明性を高めるため、会議の情報公開などに努める。

### (5) 成年後見制度への対応

リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度の利用促進及び成年後見制度における司法書士に対する社会的要請への対応を図るとともに、会員の不正業務の防止に努める。

### (6) 社会問題への対応

空き家問題・所有者不明土地問題について、自治体とのより緊密な連携に努めるとともに、相続登記未了問題について、積極的な対応を行う。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応を図るとともに、自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

### (7) 災害への対応

地震、風水害などの自然災害の発生に対応する体制の維持に努める。

### (8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

### (9) 事業の検証

当会の事業を継続的に見直し、効率的な運営を行う。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度や認知度の更なる向上を目指し、多様な広報ツールやメディアの活用により、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。